

清水町中小企業近代化資金融資条例（昭和38年清水町4月1日条例第14号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～10 （略）</p> <p>11 平成28年12月1日から平成29年11月30日までの間に、第3条第1号に規定する運転資金について第8条の規定による申込みをしたものに係る利息の補給については、第7条の規定にかかわらず、利息額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。）を交付するものとする。</p> <p>12 平成28年8月30日から平成28年12月30日までの間に、第3条に規定する資金について第8条の規定による申込みの際、罹災証明書又は被災証明書等、被災状況が確認できる書類を添付したものに係る保証料及び利息の補給については、第7条の規定にかかわらず、保証料及び利息額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。）を交付するものとする。</p> <p><u>13 平成29年12月1日から平成33年3月31日までの間に、第3条第1号に規定する運転資金について第9条の規定による申込みをしたものに係る利息の補給については、第8条の規定にかかわらず、利息額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。）を交付するものとする。</u></p>	<p>附 則 1～10 （略）</p> <p>11 平成28年12月1日から平成29年11月30日までの間に、第3条第1号に規定する運転資金について第8条の規定による申込みをしたものに係る利息の補給については、第7条の規定にかかわらず、利息額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。）を交付するものとする。</p> <p>12 平成28年8月30日から平成28年12月30日までの間に、第3条に規定する資金について第8条の規定による申込みの際、罹災証明書又は被災証明書等、被災状況が確認できる書類を添付したものに係る保証料及び利息の補給については、第7条の規定にかかわらず、保証料及び利息額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。）を交付するものとする。</p>

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。